

判決年月日	平成17年12月27日	担当部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成17年(行ケ)10613号		
原告略称「自由学園」が法4条1項8号にいう原告の「著名な略称」であるとした事例			

(関連条文)

商標法4条1項8号

(事案の概要)

被告は、次のとおりの内容を有する本件商標(登録第4153893号)の商標権者である。

(商標)

国際自由学園

(指定役務)第41類「技芸・スポーツ又は知識の教授, 研究用教材に関する情報の提供及びその仲介, セミナーの企画・運営又は開催」

原告は, 平成15年6月2日付けで特許庁に対し被告を被請求人として, 本件商標につき商標法(以下「法」という。)4条1項10号, 15号, 8号及び19号に該当する無効事由があると主張して, 無効審判請求をしたところ, 特許庁は, 平成16年3月15日, 本件商標登録は法4条1項10号, 15号, 8号及び19号のいずれにも違反するものではないとして, 「本件審判の請求は, 成り立たない。」との審決をした。これに対し原告は, 平成16年4月20日, 東京高等裁判所に本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した(同裁判所平成16年(行ケ)第168号)が, 同裁判所は, 法4条1項10号, 15号, 8号及び19号のいずれにも違反しないとした本件審決の認定判断を肯定し, 原告の請求を棄却する判決(前判決)をした。

上記判決に不服である原告は最高裁判所に対し, 上告及び上告受理の申立てをし, 最高裁判所は, 平成17年5月30日, 上告を棄却するとともに, 上告受理申立てについては上告受理申立ての理由中法4条1項8号該当性についての主張のみについて上告を受理した上, 同年7月22日, 前判決は法4条1項8号の解釈適用を誤った違法があるとし, 本件商標登録が8号の規定に違反するものであるかどうかにつき更に審理を尽くさせるため, 前判決を破棄し, 本件訴訟を知的財産高等裁判所に差し戻した。

(判決理由の要旨)

「1 証拠及び弁論の全趣旨によれば, 次の事実を認めることができる。

ア 原告は, 大正10年4月15日に, 東京府目白(現在の東京都豊島区西池袋)において, 女子のための中等教育機関として, 羽仁もと子, 吉一夫妻によって創立された。その後, 原告は昭和2年初等部を設立し, 現在の東京都東久留米市に移転し,

昭和10年には男子部を，昭和14年には幼児生活団を，昭和24年には男子最高学部を，翌昭和25年には女子最高学部を設立し，4歳児から22歳までの男女を育成する一貫教育校となった。昭和13年に財団法人に組織変更され，正式名称は「財団法人自由学園」となったが，昭和26年，私立学校法の施行に伴い，「学校法人自由学園」を正式名称とする学校法人となり，男子及び女子の中等科，高等科は，学校教育法に定める中学校，高等学校となった。しかし，最高学部は，現在も学校教育法による大学となることなく，各種学校のまま，独自の教育方針に基づく教育活動を行って，現在に至っている。

イ 原告は，その名称である「学校法人自由学園」の略称「自由学園」（原告略称）を，大正10年以来，教育（知識の教授）及びこれに関連する役務に使用している。

ウ 昭和46年12月1日平凡社発行の「日本近代教育史事典」271頁には，「この期（判決注；大正・昭和初期）の教育方法は普通「新教育」または「自由主義教育」の名でよばれる。それは，すでにのべたように子どもの価値意識の形成から知識内容のすみずみまでを権力によって画一的に統制されつつあった当時，教育方法の形式化，形骸化がび漫しつつあったのに対して自由（個性的）で生物的な市民的要求が顕在して，これをきびしく批判する声が高まったり，ついに公教育の中にこの声を一部とり入れざるを得なかった状況を反映したものである。」，「「新教育」は・・・従来の注入主義的・画一的・機械的暗記主義の教育方法に対して，それへの批判にもとづきながら子どもの個性，自発性を尊重していこうとするものであった。」との記載があり，岩波書店発行の「広辞苑」には，昭和30年5月25日発行の第2版から本件商標の出願後である平成10年11月11日発行の第5版に至るまで，「はに-もとこ【羽仁もと子】」の項目の下に「自由学園」創立に関する記載が，昭和60年3月25日平凡社発行の「大百科事典」には，「じゅうがくえん 自由学園」の項目の下，「自治と労働を基調とする教育を追求」するために「日常生活を小集団で自律的に管理させていく方針を取」ったとの記載があるほか，同社「世界大百科事典」の昭和32年4月10日発行の初版から平成8年4月28日発行版まで，昭和64年1月1日ティービーエス・ブリタニカ発行の「ブリタニカ国際大百科事典」，平成9年11月7日講談社発行の「大事典ナビックス」，平成7年7月10日小学館発行の「日本大百科全書」，平成7年2月24日丸善発行の「丸善エンサイクロペディア 大百科」などの多数の辞書，百科事典にも「自由学園」の項目がある。また，昭和7年3月9日付け報知新聞には，「給仕も小使も・・・職員室もない学園」という見出しで原告の教育の特色を紹介する記事が，マッカーサー司令部に属したカナダの外交官であり，著名な歴史家であるE・H・ノーマンの著書である平成9年10月15日人文書院発行の「日本占領の記録」には，「羽仁は自由学園という有名な女学校の歴史学教授で，この学校は，日本の子女が受けることのできるもっともリベラルな教育を提供しているという評判

を多年にわたって得ています」(378頁, 379頁)との記載があるなど, 多数の辞書, 事典及び書籍に, 原告の創立の経緯, 建学の精神等が記載され, 原告が旧憲法下の大正時代に著名な女性思想家である羽仁もと子及びその夫吉一によりキリスト教精神に基づき独自の理想を掲げて教育を実施すべく設立されたこと, その教育の独自性に一定の歴史的意義を認めて, その歴史的事実及び評価が記載され, その教育内容が紹介されている。さらに, 平成2年3月30日, 平成5年3月30日, 平成7年3月30日に三省堂が各発行した高校生用の日本史教科書「詳解日本史」には, 羽仁もと子による自由学園の創立の事実が記載され, 人物名に関する事典を含む多数の書籍等にも, 原告の創立者である羽仁もと子や「自由学園」に関わった有識者に関連して, 「自由学園」が取り上げられている。

エ 平成7年7月22日に首都圏で放送されたテレビ東京の番組「緑のびのび 森の中の学園」において「自由学園」を自然との共生を教育の中に取り入れている学校として紹介され, 平成15年3月12日に全国放送されたTBSのテレビ番組「はなまるマーケット」において婦人雑誌「婦人之友」が創刊百周年を迎えることに関連して「自由学園」が紹介され, また, 同年8月28日に首都圏で放送されたNHKの番組「首都圏ネットワーク」において「自由学園那須農場」が紹介され, これらを含めて, 平成4年から平成6年までの間, 「自由学園」や「自由学園工芸研究所」の製品である玩具を紹介する17のテレビ番組が放送された。

オ そのほかにも, 「自由学園」について, あるいは「自由学園」の校舎であった「明日館」がアメリカの著名な建築家フランク・ロイド・ライトの設計によるものであること, 「自由学園工芸研究所」の玩具が皇室で用いられていること, 「自由学園」から多くの著名人が輩出していることなどについて, 原告設立のころから判断の基準時である本件出願時(平成8年4月26日)及び登録査定時(平成10年4月30日)に至るまで, 各種の書籍, 新聞, 雑誌等で度々取り上げられてきており, これらの記事等においては, 原告を示す名称として原告略称が用いられている。

2 以上に認定したところによれば, 原告は, 大正10年の設立以来, 原告略称を教育及びこれに関連する役務に長期間にわたり使用し続け, 本件出願時を経て本件審決時に至るまでの間, 各種の書籍, 新聞, 雑誌, テレビ等で度々取り上げられてきており, これらにおいては, 原告を示す名称として原告略称が用いられてきたのであるから, 原告略称は原告を指し示すものとして一般に受けいられていたものと認めることができ, したがって, 上記基準時(本件出願時及び登録査定時)において, 原告略称は原告の名称の「著名な略称」であったと認めることができる。

3 これに対し, 被告は, 「教育関係者を始めとする知識人」に原告略称が原告を指し示すものとして受け入れられていたとしても, 「教育関係者を始めとする知識人」とは, 同じ「一般」に含まれる「指定役務の需要者である学生等」と比べ圧倒的に少数であることから, 直ちに原告略称が「一般に受け入れられていた」ものと認められる

べきではない、また、「教育関係者を始めとする知識人」と「指定役務の需要者である学生等」を足して本件の「一般」と考えた場合においても同様であるなどと主張する。

しかしながら、前述した上告審判決によれば、人の名称等の略称が8号にいう「著名な略称」に該当するか否かを判断するについては、常に、問題とされた商標の指定商品又は指定役務の需要者のみを基準とすることは相当でなく、その略称が本人を指し示すものとして一般に受け入れられているか否かを基準として判断されるべきものであるというのでから、「教育関係者を始めとする知識人」ないしこれに「指定役務の需要者である学生等」を加えた限定された層を基準とする被告の上記主張は、採用することができない。

- 4 以上によれば、原告略称「自由学園」は原告の名称の「著名な略称」というべきところ、本件商標「国際自由学園」が原告略称「自由学園」を含む商標であること、原告が被告に承諾を与えていないことは明らかであるから、本件商標は、法4条1項8号に違反するものといわなければならない。」